



埼玉県報

第 2768 号
平成 28 年(2016 年)
1 月 29 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則（保安課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 埼玉県土地利用基本計画の変更（土地水政策課）
- 埼玉県民栄誉章規則に基づく表彰（広聴広報課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に係る告示(商業・サービス産業支援課)
- 農用地利用配分計画の縦覧(農業ビジネス支援課)
- 農用地利用配分計画の認可(農業ビジネス支援課)
- 九郷阿保領用水土地改良区の土地改良事業計画及び定款の変更認可申請の適否決定並びに変更後の土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しの縦覧(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示(建築安全課)
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(自動車税事務所)
- 一般国道 254 号の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道東大久保ふじみ野線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 県道東松山越生線の区域の変更(飯能県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 小児医療センター新病院スマートホンシステム整備業務の調達に関する入札公告(経営管理課)

雑報

- 県営住宅等の管理の特例に係る公告(住宅課)

規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表大宮合同庁舎の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成28年1月29日

埼玉県公安委員会委員長 阿部 理一郎

埼玉県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正
する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年埼玉県公安
委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「午前1時まで」を「午前零時以後」に改め、同条中「公安委員会規則」
を「埼玉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（風俗営業等の騒音の数値を定める地域）」に改める。

第5条の見出しを「（条例別表に係る地域）」に改め、同条第1項中「第2条第1項第7号
及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第5号」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に
次の2条を加える。

（特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域）

第5条 条例第10条の5第1号に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定す
る地域とする。

（風俗環境保全協議会を設置する地域）

第6条 条例第13条に規定する公安委員会規則で定める地域は、第2条に規定する地域とす
る。

別表中「第5条」を「第7条」に

1 新座市あたご3丁目266番、267番、286番から290番まで、292番、296番か
ら298番まで、364番から366番まで、369番から372番まで、375番、376番、
379番、380番、385番から389番まで、1895番から1897番まで、1899番、1902
番及び1906番の地域

を

」

「
1 新座市あたご3丁目266番1-1、266番3から6まで、57、58、63から75
まで、267番、286番から289番まで、290番1、292番1、296番から298番ま
で、364番、366番、369番から372番まで、375番、376番、379番、380番、385
番、386番、388番、389番並びに1895番の地域

」

に

改める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷福祉会

三 代表者の氏名

梅澤 祐一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東大沢四丁目三番地十五フラワーマンション二百五

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市及び周辺地域で生活をされている障害を持たれる方に対して、親の亡き後も生まれ育った地域で何不自由なく安心した生活が送れるように、支援や介助等、必要とする援助を行い、より多くの方のニーズに添えていくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Japan Improvement Association

三 代表者の氏名

茂呂 史生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市瀬崎七丁目十一番二十三号

五 定款に記載された目的

この法人は地域の高齢者や障害者（児）に対し、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいた事業を中心に展開し、生活サポート事業を行い、地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人庄和ふる里を守る会

三 代表者の氏名

菊地 重雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市上柳百八十三

五 定款に記載された目的

この法人は、庄和地区の農村公園・庄内悪水路・桜並木とその地域周辺を取り巻く良好な自然環境と憩いの場の保全を図り、地域とのコミュニケーションの推進と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人羽生子育てサポートキャロット

三 代表者の氏名

春山 教子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市大字稲子二百三十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親及び子育てに関わる家族に対する支援活動及び子育てに関わる全ての人々の資質の向上に係る事業を行う。よって、地域ぐるみで子育てに向け協働する地域社会づくりと、豊かな社会教育の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ソーシャルネットワーク

三 代表者の氏名

池田 良幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市村岡二百三十三番地B二百二

五 定款に記載された目的

この法人は、生活困窮者、障害者及び定住外国人に対し、生活及び就労支援を行い、地域社会における福祉の増進及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第百十九号

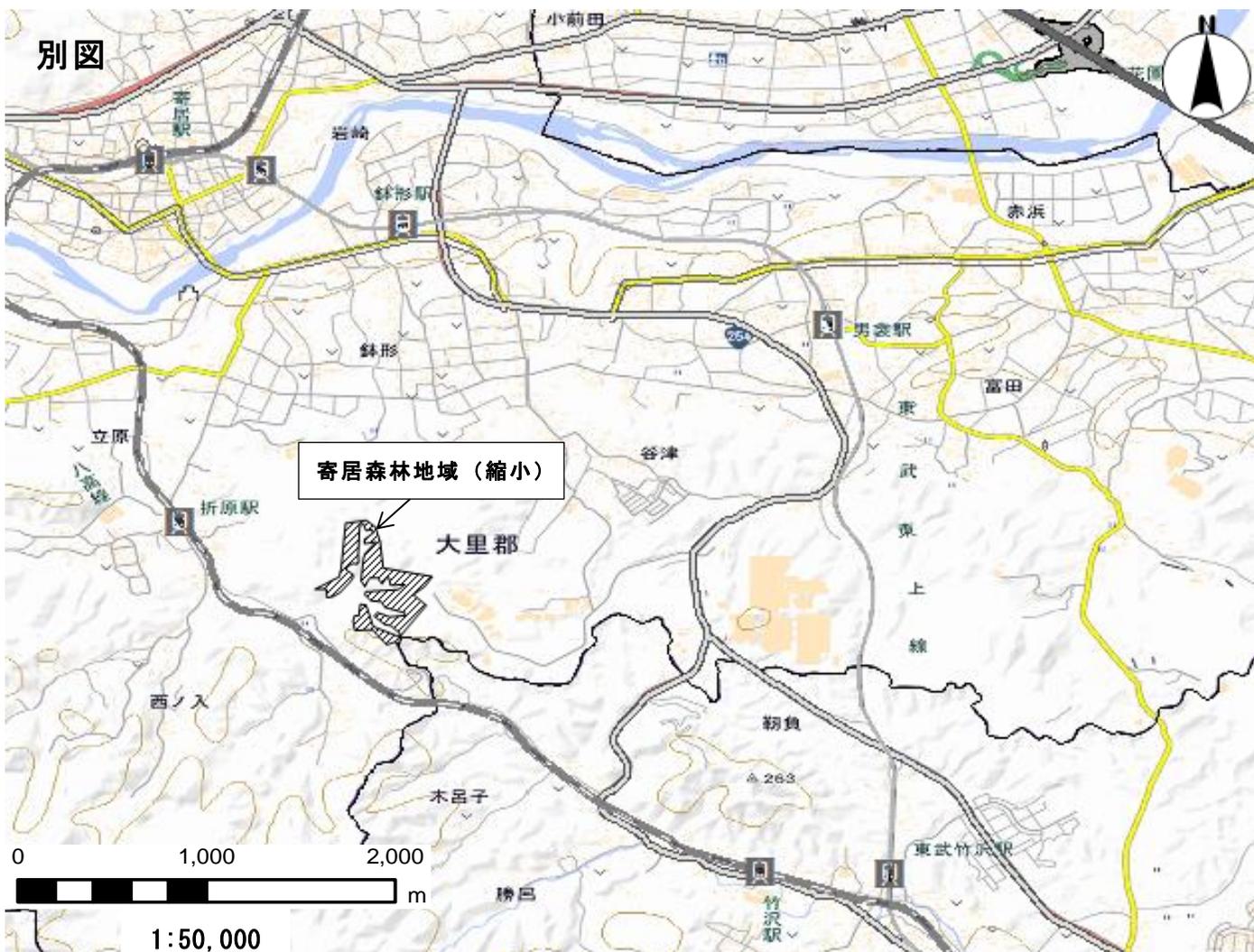
埼玉県土地利用基本計画を平成二十八年一月二十六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

大里郡寄居町の区域

別図のとおり、森林地域十九ヘクタールを縮小



告 示

埼玉県告示第百二十号

埼玉県民栄誉章規則（昭和五十九年埼玉県規則第五十六号）第五条第一項の規定により行つた平成二十八年一月十二日の表彰において表彰を受けた者の氏名及び業績は、次のとおりである。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 氏名

梶田 隆章

二 業績

ニュートリノに質量があることを証明し、物理学の発展に多大な貢献をした。これによりノーベル物理学賞を受賞し、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

告 示

埼玉県告示第百二十一号

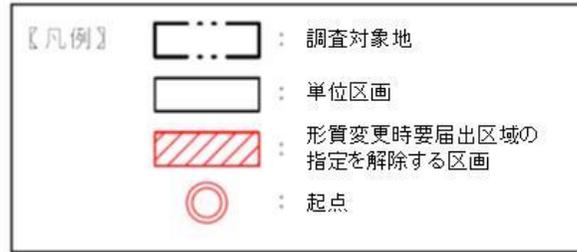
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第九百九十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

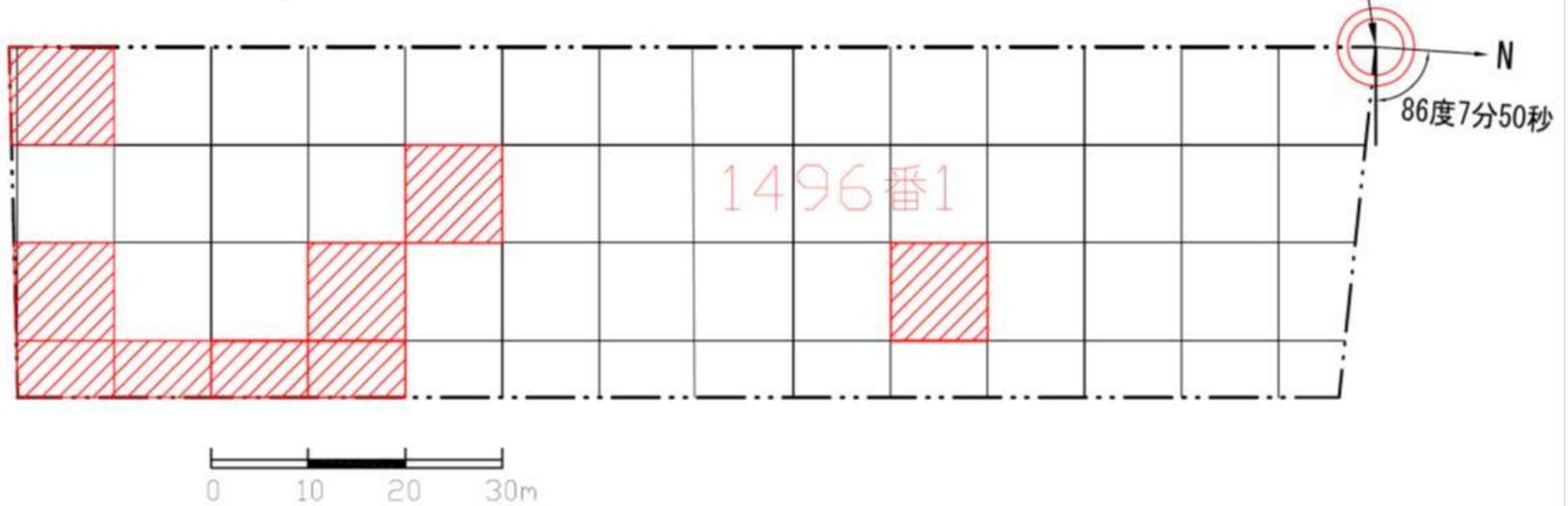
- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県飯能市大字双柳字丙新田千四百九十六番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【格子の回転角度】
起点を支点として、東西南北に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線を右に86°7' 50" 回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

【起点】
起点は、埼玉県飯能市大字双柳字丙新田1496番1の最北端とした。



告 示

埼玉県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
まみ内科クリニック	宮地 真由美	ふじみ野市市沢一〇九	平成二十八年一月十日
戸田公園眼科クリニック	医療法人 戸田公園眼科クリニック	戸田市本町五〇一	平成二十七年十二月一日
医療法人 エレソル たにぐちファルミリークリニック	医療法人 エレソル	三郷市仁蔵五二三	平成二十七年十二月一日
東松山在宅診療所	中尾 晃	東松山市箭弓町三〇一	平成二十八年一月一日
けやきクリニック	医療法人 なごみの森	児玉郡上里町七本木五五四	平成二十七年十二月一日
医療法人社団 仁真会 辻川ホー仁真会ムクリニツク	医療法人社団 仁真会	戸田市上戸田五〇二	平成二十七年十二月一日
医療法人社団 康佑会 和光整形外科	医療法人社団 康佑会	和光市本町二二一	平成二十七年十二月一日
鶴瀬腎クリニック	岸 雄一郎	富士見市鶴馬三五二三	平成二十八年一月四日
はやし整形外科	林 秀夫	三郷市駒形一〇五	平成二十七年十二月一日
レッツ大腸肛門クリニック	医療法人 輪・W	三郷市半田一二一	平成二十七年十二月一日

恵愛生殖医療クリ ニツク志木	林 博	新座市東北二―三四―一 五 ホワイトハイツ小峰 二階	平成二十八年一月一 日
上尾駅前クリニツ ク	医療法人社団 晴和メデイカル	上尾市谷津二―一―一 号 ショーサンプラザ六階五 一―日	平成二十七年十一月 一日
医療法人社団 慶宏会 南須原慶宏会 医院	医療法人社団 秩父郡長瀨町本野上―七 四―三	平成二十七年十二月 一日	平成二十七年十二月 一日
上新井歯科	医療法人 晋風 会	所沢市上新井一―二三― 一 Kプラザ一〇二号室 一日	平成二十七年十二月 一日
志木オハナ歯科ク リニツク	医療法人社団 晴虹会	志木市中宗岡三―七―三 六	平成二十八年一月一 日
みつる歯科クリニ ック	白石 充	草加市氷川町八二― 一	平成二十七年十月一 日
薬局マツモトキヨ シ ちらぼーと新 三郷店	株式会社 マツモ トキヨシ	三郷市新三郷ちらシテイ 三―一―一 ちらぼーと 新三郷一階一〇一〇F二	平成二十七年十二月 十五日
中央薬局 佐谷有 限会社	アドニ	熊谷市佐谷田三七九九	平成二十八年一月一 日
石原薬局	石原 庸行	鴻巣市八幡田八三四―四 一―二	平成二十七年十二月 三日
ウエルシア薬局ウ エルシア薬局株 坂戸につきい花み ず木店	株式会社	坂戸市につきい花みず木 四―一八―一	平成二十八年一月一 日
訪問看護ステーシ ョンつむぎ	合同会社 TVC	上尾市上―七―一―一 一―D	平成二十八年一月一 日

松伏町訪問リハビリ看護ステーション	株式会社 リハビリ の里	北葛飾郡松伏町田中二丁目二五十一	平成二十七年十一月一日
訪問看護ステーション デューン川イールド	株式会社 N・フ	川口市幸町二丁目七十一 八 フオレストビル二〇 二号	平成二十八年一月一日
咲くら訪問看護リハビリステーション	株式会社 さくら	春日部市大沼五丁目四十一	平成二十八年一月一日
訪問看護ステーション そうか	株式会社 ピース	草加市青柳八丁目三十二	平成二十八年一月一日
エース訪問看護ステーション 新所イ	株式会社 エフケ	所沢市緑町三丁目一四	平成二十七年十二月十日
あねとす訪問看護ステーション	医療法人 好文	深谷市人見一九七五	平成二十八年一月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
高橋 和人		たかはし整骨院	川口市小谷場二三六	平成二十八年一月六日
北村 知也		すずのき整骨院	川口市西川口六丁目四十一 三 仁志町コーワハイ二十一 ツ ー ー D	平成二十七年十二月二十一日

松本 隆	福田 博之	小木曾 健豊	渡邊 祐司	大越 修二	川島 一浩	田下 翔太	富澤 和貴	小林 伸人	鈴木 孝昌	佐々木 剛
院 北区店	からだ元気治療院 北区店	はっとりはり・さいたま市北区宮原 きゆう接骨院(宮町三―五六七―四 原西院)	はり・きゆう・春日部市備後東二― 指圧 だるま治三四―四 療院	まごころ治療院 草加市神明一―四― 草加店 一九―二―二〇六	有限会社オアシス 在宅マッサージ ―ジ・ピース	からだ元気治療院 熊谷・行田三〇 店	とみざわ接骨院	ももの樹整骨院		上尾中分整骨院
Rビル四階	東京都北区王子一― 二三―一一 王子S二日	熊谷市中央二―四五 マッサージ院 一〇三 熊谷	春日部市備後東二― 三四―四	草加市神明一―四― 一九―二―二〇六	草加市瀬崎二―三六 一―三二	行田市長野一―四― 三〇	春日部市梅田三―一 七五	川越市笠幡三七二五 一―	新座市野寺一―五― 二八―一〇一	上尾市中分一―五― 二一
	平成二十八年一月十 日	平成二十八年一月十 五日	平成二十七年十二月 十五日	平成二十七年十二月 七日	平成二十七年十二月 七日	平成二十八年一月四 日	平成二十七年十二月 二十四日	平成二十七年十月二 十六日	平成二十八年一月一 日	平成二十七年十一月 二十五日

告示

埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項		変更前	変更後
	開設者	名称		
医療法人社団 愛友会 伊奈 病院			医療法人 一心会	医療法人社団 愛友 会
わかば薬局 白 岡店	所在地		白岡市高岩七六五―一	白岡市新白岡四―一 三―三

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所所在地	施術所所在地		
谷 哲			春日部市緑町六―三― 二五	春日部市備後東三― 九―三八
齋藤 光一			上尾市平塚二―三五― 五二	上尾市平塚二五五二― 一四

告 示

埼玉県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	休止年月日
田谷医院	行田市長野一三九六―三	平成二十七年十月十一日

告 示

埼玉県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

上田 恭平	氏名			
	住所			
上丸鍼灸	名称	施術所		
二一〇二	所在地		所沢市荒幡九五一	
				平成二十八年一月十二日

二 指定施術機関

福田クリニック	深谷市上柴町西三二一	平成二十七年十二月二十五日
はやし整形外科	三郷市采女一〇九三一	平成二十七年十一月三十日
石原薬局	鴻巣市八幡田八三四一四	平成二十七年十一月二十三日
南須原医院	秩父郡長瀬町本野上一七四	平成二十七年十一月三十日
戸田公園眼科クリニック	戸田市本町五〇一〇一三	平成二十七年十一月三十日
	ファイリシテイトダパークーF	

告 示

埼玉県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	南山堂薬局 八潮駅前店	所在地	八潮市大瀬 一七七一	開設者名	株式会社 南山堂	サービスの種類	居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十八年 一月一日
名称	南山堂薬局 狭山市駅前 店	所在地	狭山市入間 川一三三	開設者名	株式会社 南山堂	サービスの種類	居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十八年 一月一日
名称	愛の家グルー プホーム 川 口東内野	所在地	川口市東内 野二九三	開設者名	メデイカル・ケ ア・サービス 株式会社	サービスの種類	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護	指定年月日	平成二十七年 十一月六日
名称	有料老人ホー ム サニーラ イフ東松山	所在地	東松山市材 木町一六一 二三	開設者名	株式会社 川島 コーポレーショ ン	サービスの種類	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護	指定年月日	平成二十七年 十一月三十日
名称	介護デイサー ビス 彩優	所在地	大里郡寄居 町西ノ入四 七六一	開設者名	有限会社 彩優	サービスの種類	通所介護	指定年月日	平成二十七年 十一月一日
名称	ふぁみいゆ訪 問介護	所在地	行田市下須 戸七五	開設者名	社会福祉法人 瑞穂会	サービスの種類	訪問介護	指定年月日	平成二十七年 八月一日
名称		所在地		開設者名		サービスの種類	介護予防訪問介護	指定年月日	平成二十七年 八月一日

告 示

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
なすな居宅介護 支援事業所	所在地	所沢市榎町七 一三 森ビ ル三階	所沢市泉町一 七九二一 二 新所沢サン ハイツ一〇四	居宅介護支援
デイサービス まあむ 川口前 川（一般型）	所在地	川口市川口二 一六一〇	川口市前上町 六一三四	通所介護
デイサービス まあむ 川口前 川（一般型）	名称	デイサービス まあむ 川口 西口駅前	デイサービス まあむ 川口 前川（一般型）	通所介護 介護予防通所介 護

告 示

埼玉県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		デイサービスセンター みやび安行	
所在地		川口市安行吉蔵二 七一一	
サービスの種類	通所介護	介護予防通所介護	
休止年月日	平成二十七年十二月二十九日	平成二十七年十二月二十九日	

告 示

埼玉県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
アイン薬局 アリオ川 口店	川口市並木元町一 一七九 イトーヨ ーカドールF	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
アイン薬局 川口店	川口市西新井宿三 〇一―一二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
アイン薬局 川口栄 町店	川口市栄町一―一 八―一〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年二 月二十八日
アイン薬局 川口北 店	川口市木曾呂一三 〇八―三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
アイン薬局 アインズ &トルペ川口店	川口市栄町三―七 一― 川口キャス ティエ三階	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
アイン薬局 川口青 木店	川口市青木一―一 八―二 明和ビル 一F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
アイン薬局 坂戸店	坂戸市南町三一― 八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十七年十 月三十一日
あねとす訪問看護ステ ーション	深谷市人見一九七 五	訪問看護 居宅療養管理指導	平成二十七年十 二月三十一日

あねとす訪問看護ステーション		五	深谷市人見一九七	介護予防訪問看護	平成二十七年十月三十一日
ファミリーケア ケアステーション八潮		一〇一	八潮市中央一〇二 一〇八 青木ビル	介護予防居宅療養管理指導	平成二十七年十月三十一日
ファミリーケア ケアステーションみさと		一一二	三郷市鷹野四二二	訪問介護	平成二十七年十月三十日
デイサービスセンター なごみ		六〇一	三郷市鷹野四二二	介護予防訪問介護	平成二十七年十月三十日
デイサービスセンター 采女の里		三二	三郷市采女一〇六	通所介護	平成二十七年十月三十日
ファミリーケア ケアステーションみさと北		九〇五	三郷市さつき平一 二一 パーク フィールドみさと 九〇五号室	介護予防通所介護	平成二十七年十月三十日
ファミリーケア ケアステーション戸ヶ崎		六八	三郷市戸ヶ崎三一	訪問介護	平成二十七年十月三十日
三郷ケアセンター よ風		六二八	三郷市戸ヶ崎一	介護予防訪問介護	平成二十七年十月三十日
三郷ケアセンター よ風		六二八	三郷市戸ヶ崎一	短期入所生活介護	平成二十八年一月三十一日
三郷ケアセンター よ風		六二八	三郷市戸ヶ崎一	介護予防短期入所生活介護	平成二十八年一月三十一日

居宅介護支援センター 四季／フォーシーズン 川口	川口市西青木三 一〇一七 二F	居宅介護支援	平成二十七年十 二月三十一日
--------------------------------	--------------------	--------	-------------------

告示

埼玉県告示第百三十号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

診療所		撤回日
名称	所在地	
医療法人仁寿会山田病院	埼玉県羽生市大字上新郷五千九百三十九番地	平成二十七年十二月三十一日

告 示

埼玉県告示第百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン下藤沢ビル

埼玉県入間市大字下藤沢東台百八十八―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 日本ファイルコン株式会社 代表取締役 渡邊岳敏

東京都稲城市大丸二千二百二十番地

（変更後） 日本ファイルコン株式会社 代表取締役 名倉宏之

東京都稲城市大丸二千二百二十番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外計二者

（変更後） 株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本英男

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外計三者

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年一月十五日

二 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年五月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーアルプス飯能美杉台店

埼玉県飯能市美杉台三丁目十七番四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）スーパーアルプス飯能美杉台店

（変更後）スーパーアルプス飯能美杉台店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地

（変更後）株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本英男

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本清

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外未定

（変更後）株式会社スーパーアルプス 代表取締役 松本英男

東京都八王子市滝山町二丁目三百五十一番地 外計三者

ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十七日外

ニ 届出年月日

平成二十八年一月十五日

二 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年五月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在 地	面積（平方メートル）
高澤 彦春	東京都板橋区徳丸五丁目三十五番地六号	埼玉県さいたま市緑区大字宮後四十番ほか一筆	三、五〇〇
村上 輝久	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目百五十九番地四―二百一	埼玉県さいたま市見沼区大字西山新田十八番	一、〇〇〇
柏崎 幸雄	埼玉県鴻巣市三町免三百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地六百一番ほか二筆	三、八五六
小林 国秀	埼玉県鴻巣市三町免二十八番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地六百二番ほか三筆	八、七三二
小林 定雄	埼玉県鴻巣市明用二百八十五番地	埼玉県鴻巣市三町免字壱ノ耕地二百八十二番ほか三筆	六、九四三
小林 徳三郎	埼玉県鴻巣市三町免二十番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地五百九十番一ほか一筆	一、三六九
小林 利雄	埼玉県鴻巣市三町免八十九番地一	埼玉県鴻巣市三町免字壱ノ耕地百番一ほか二筆	六、〇七一

小林 惠	埼玉県鴻巣市三町 免二十三番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 四十番一ほか四筆	九、 六〇〇
小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字老ノ耕地三十 三番ほか百三十一 筆	一七三、 五九九
高橋 聡	埼玉県鴻巣市三町 免二百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地六百 番ほか五筆	一〇、 〇四五
鶴間 力	埼玉県鴻巣市明用 三百三十番地	埼玉県鴻巣市明用 字参ノ耕地五百四 十番一ほか一筆	三、 五三五
鶴間 秀樹	埼玉県鴻巣市明用 二百五十五番地	埼玉県鴻巣市明用 字老ノ耕地二百五 十七番	二、 七〇〇
長島 栄治	埼玉県鴻巣市小谷 二千百三十六番地	埼玉県鴻巣市三町 免字老ノ耕地百十 六番ほか二筆	五、 七九二
平賀 健司	埼玉県鴻巣市明用 四百番地	埼玉県鴻巣市明用 字四ノ耕地五百八 十六番	三、 六二〇
三ツ木 宏之	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 三十八番一ほか五 筆	八、 五二四
樋口 泰之	埼玉県鴻巣市常光 百六十七番地	埼玉県北本市古市 場一丁目十一番ほ か十六筆	一三、 四八四
アルファイノベ ーション株式会社	埼玉県白岡市小久 喜千二十二番地三	埼玉県白岡市柴山 字稻荷崎五百五番 ほか二十四筆	一八、 三〇二

二 申請年月日

平成二十八年一月十五日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から平成二十八年二月十二日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告示

埼玉県告示第百三十四号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

氏名又は名称		住所	所在地	面積（平方メートル）
新井 一男	埼玉県比企郡嵐山町大字杉山八百八十五番地	埼玉県比企郡嵐山町大字杉山下城ケ谷戸九百九番	三、三九一	
加藤 明弘	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野百二十四番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町七十四番二	二、九七七	
滝澤 日出子	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀九百二十七番地一	埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字東町裏九百六十八番一ほか一筆	二、二九二	
田中 久仁男	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田五十一番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町五十四番一	二、八五六	
田中 恒一	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田四十一番地	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田字西新井五番一	一、五七二	
田中 敏史	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野百三十八番地	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字柳町五十九番ほか一筆	四、六九一	
田中 恵浩	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田百八番地	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田字西新井五番二	一、一四八	
田村 俊昭	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田三百七十四番地	埼玉県比企郡嵐山町大字勝田字前二百八十一番一	九二八	

農事組合法人ら んざん営農	埼玉県比企郡嵐山 町大字廣野百七十 七番地五	埼玉県比企郡嵐山 町大字勝田字池之 頭五百九十九番一 ほか百三十五筆	二一六、六二三
深澤 章	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百三 番地一	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字北町 裏千四十九番	一、一五八
深澤 孝好	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百八 十六番地	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字仲町 千二百十二番ほか 三筆	四、一九八
深澤 長男	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀千百八 十八番地	埼玉県比企郡嵐山 町大字志賀字壱町 田千三百五番ほか 一筆	七〇九
杉田 金三郎	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千六 百七十五番地	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百六 十二番一ほか一筆	四、〇〇〇
株式会社川島農 園	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽八百 十二番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字北蓮沼四 百三十六番ほか十 一筆	三〇、七三六
株式会社農業舎	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千二 百八十八番地一	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽千三 百八十四番	二、七五六
株式会社ヤマザ キライス	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字才羽百八 十五番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字北蓮沼千 二十八番ほか七筆	一一、八四六
鈴木 勝男	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字佐左エ門 五百二十四番地	埼玉県北葛飾郡杉 戸町大字並塚字南 浦八百七十一番一 ほか十一筆	二四、一九九

二 認可年月日

平成二十八年一月二十五日

告 示

埼玉県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更認可申請を平成二十八年一月二十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十八年二月一日から

平成二十八年三月一日まで

二 縦覧場所

本庄市役所

神川町役場

上里町役場

告 示

埼玉県告示第百三十六号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

空中写真撮影

三 作業地域

北本市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百三十七号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

空中写真撮影

三 作業地域

桶川市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月二十五日から平成二十八年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百三十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県日高市大字南平沢千二十番地

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

ロ 敷地の位置

埼玉県日高市大字鹿山字四反田堀北三百七十番二十、

四反田堀南三百十二番二十四、二十五

ハ 建築物の用途

図書館、保健相談センター、教育センター

二 意見の聴取の期日

平成二十八年二月十四日（日）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県日高市大字鹿山三百七十番地二十

日高市生涯学習センター 会議室

告 示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県自動車税事務所長 川 端 雅 哉

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
中里石油株式会社	代表取締役 中里 公造	埼玉県川口市弥平一丁目十二番十四号	平成二十七年十二月三十一日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚

孝

<p>二百五十四号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>ふじみ野市駒林字堤一二三一番一地先から同 市駒林字堤一二四三番四地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長八七・一〇メートル</p>	<p>備 考</p> <p>平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十五号で告示した道路区域の一部 供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

路 線 名	東大久保ふじみ野線	
供用開始の区間	ふじみ野市駒林字向田一二〇九番一地从 から同市駒林字向田一二〇九番一地从先まで	ふじみ野市駒林字向田一二五五番一地从 先から同市駒林字向田一二五六番二地从 まで
供用開始の期日	平成二十八年一月二十九日	
備 考	平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の供用 開始である。 延長八・二五メートル	平成二十五年三月二十九日埼玉 県川越県土整備事務所長告示第 十六号で告示した道路区域の供用 開始である。 延長一五・三六メートル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 東松山越生線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
越生町大字西和田字入山田七八二番三地从同町大字西和田字川内三五七番四地先まで	越生町大字西和田字入山田七八二番三地从同町大字西和田字川内三五七番四地先まで	区 間
五・一〇〇 四〇・四七	四・三〇〇 一二・八三	敷地の幅員 (メートル)
八〇六・五七	五二六・二七	延長 (メートル)
旧 A は越生町に引き継ぐ		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年一月二十七日

川建セ第二七〇〇七八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字黒岩字沼下五百四十二番一、五百四十二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県行田市大字須加千五百十一番地六

笹野 裕介

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年七月二十一日

指令川建セ第二七〇〇二八〇号

二 検査済証番号

平成二十八年一月二十七日

川建セ第二七〇〇七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字須江字峠平六百二十八番八十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県北九州市小倉北区中井二丁目九番十八号

卯城 育代

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

小児医療センター新病院スマートホンシステム整備業務 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年1月31日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
小児医療センター 医事・経営担当 吉田
電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年3月10日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年3月9日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年3月10日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年2月22日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of smartphone system for the hospital

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., March 10, 2016 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., March 9, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うことになったので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十九日

埼玉県住宅供給公社理事長 前 田 一 彦

一 管理を行う者の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う県営住宅等

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）を行うこと。
ロ 前記イに付随する業務を行うこと。

四 管理を行う期間

平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで